

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県職員宿舎管理業務（東部地区）

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

契約締結日から令和 8 年 6 月 30 日まで

なお、宿舎の管理は令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

（4）入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書には、入札説明書別添鳥取県職員宿舎管理業務（東部地区）仕様書（以下「仕様書」という。）の 5（2）から（6）に定める業務に要する費用を入札金額として記載すること。（消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。）併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額と仕様書の 5（1）に定める維持修繕業務に要する費用の金額（消費税及び地方消費税を含む。以下「維持修繕費」という。）の合計額をもって契約金額とするので、入札者は、「維持修繕費」を入札金額に含めないよう注意すること。

なお、「維持修繕費」は実績により精算することとする。

また、業務の期間における「維持修繕費」の予算額は 2,702,500 円であるので参考にすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（5）宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項に規定する宅地建物取引業の免許を有していること。

（6）管理を行おうとする鳥取県職員宿舎について、発注者又は入居者からの依頼に対して、原則として 1 日以内に迅速な管理上の対応ができること。

（7）本件調達の公告日において、3 年以上継続して 50 戸以上の県内賃貸住宅（共同住宅）の管理業務実績を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7441

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年5月26日(月)から同年6月6日(金)までの間にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/273915.htm>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月26日(月)から同年6月6日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵送等による入札

認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月17日(火) 午後1時半 即時開札

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第15会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名、入札者名及び「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年6月6日(金)正午までに郵送等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。